

浄水場除草及び緑化木剪定業務 仕様書

第1条 適用

この仕様書は、鳴門市企業局水道事業課発注の「浄水場除草及び緑化木剪定業務」に適用する。

第2条 目的

本業務は、浄水場の環境整備を図ることを目的として行うものである。

第3条 法令等の遵守

受託者は、業務の履行にあたり、契約書、本仕様書及び労働安全衛生法等関係法令を遵守しなければならない。

第4条 履行場所

本業務委託の履行場所については、浄水場内とする。なお、詳細については別途監督員の指示によるものとする。

第5条 履行期間

契約締結日の翌日 ～ 令和5年12月20日

第6条 業務の内容

(1) 除草作業 $A = 4,300\text{m}^2$ (3回)

別紙の「浄水場除草平面図」に基づき、履行期間内に3回除草を行うものとする。

(2) 剪定作業 $N = 21$ 本 (1回)、 $A = 135\text{m}^2$ (1回)

別紙の「浄水場剪定数量一覧表」及び「浄水場剪定平面図」に基づき、履行期間内に1回剪定を行うものとする。

なお、受託者は、各作業完了後は監督員に報告することとする。

報告を受けた監督員は、立ち会いを行うとともに業務履行確認を行うこととする。

第7条 作業日・作業時間等

作業時間は、原則として平日の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

また、各工程の着手前には監督員に連絡するとともに、週間工程表の提出を要する。

毎日の作業終了後、当日の作業内容を監督員に報告し、次の作業等について指示を受けるものとする。

なお、作業の実施日・作業時間等の詳細は、監督員と協議のうえ決定する。

第8条 安全管理

受託者は、作業に当たり関係法令を遵守するとともに、労働災害および公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努めることとする。

受託者は、本作業を行う場合、作業範囲内における火気取締り、作業員の負傷等の各種事故防止について、万全の安全対策等の措置を講ずることとする。

作業の実施にあたっては、付近住民等に危険のないよう充分注意するものとし、駐車車両等にも充分注意することとする。

受託者は、業務履行中において誤って他の既設工作物を損傷させた場合は、速やかに監督員に報告するとともにその指示により早急に修復しなければならない。

受託者は、浄水場内での作業中に施設や設備に異状を発見した場合は、速やかに監督員に報告することとする。

第9条 受託者証

受託者は、委託者の発行する受託者証を業務履行中は携帯するとともに、業務完了時は委託者へ返却することとする。

第10条 健康診断（検便）

水道水の汚染を防止するため、浄水場で従事する者には、水道法第21条、水道法施行規則第16条第1項に従って、あらかじめ健康診断を行いその結果を監督員に報告することとする。

第11条 作業用機械器具等

業務履行において必要な資材、工具、消耗品等は、全て受託者にて準備しなければならない。

第12条 剪定枝及び草の処分

剪定後の不要な枝及び除草後の草などは、すべて受託者が集めて、浄水場内の委託者が指定する場所に集積することとする。

第13条 作業写真

受託者は、作業毎に状況写真を撮影、整理した上で監督員の確認を受けるものとする。撮影する写真はカラーとし、作業の着手前、完成の状態については同一箇所より同一方向にて撮影するものとする。

第14条 整理・整頓

受託者は、業務履行中、交通及び保安上の支障とならないよう資材、工具等の整理・整頓に努めるものとする。また、刈り取った草等が浄水場施設や路上等に散乱しないよう充分注意を払うこととする。

第15条 提出書類

受託者は業務に際して、週間工程表を提出するものとする。作業完了後については、速やかに結果報告書（写真帳等）を作成し、委託業務完了届け、請求書とあわせて、監督員に提出することとする。

第16条 その他

受託者は、監督員の指示に従い、相互に協調し業務を円滑に遂行するものとする。

その他、疑義が生じた場合は、委託者、受託者両者における誠意ある協議により対処するものとする。ただし、軽微なものについては、監督員の指示に従うものとする。

本仕様書は作業の概要を示したものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても、委託者が現場等の状況に応じて美観上、または施設管理上において必要と認めた作業については、受託者は契約金額の範囲内で実施するものとする。